

春日部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

春日部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（任命権者の報告事項） 第3条 （2） 職員の人事評価の状況 <u>（3）</u> （略） <u>（4）</u> （略） （5） 職員の休業に関する状況 <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） （8） 職員の退職管理の状況 <u>（9）</u> 職員の <u>研修</u> の状況 <u>（10）</u> （略） <u>（11）</u> （略） （公平委員会の報告事項） 第5条 （2） 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	（任命権者の報告事項） 第3条 （2） （略） <u>（3）</u> （略） （4） （略） <u>（5）</u> （略） （6） 職員の <u>研修及び勤務成績の評定</u> の状況 <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） （公平委員会の報告事項） 第5条 （2） 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。